

2017年12月20日

福島民友新聞社
代表取締役社長 五阿弥宏安 様

グリーンコープ共同
代表理事 熊野千恵



前略、ごめんください。

さて、私たちが本（17）年11月22日付で御社と貴職にお届けした文書（以下、「11月22日付小信」といいます）に対する、貴職の本（17）年12月12日付文書（以下、「12月12日付貴信」といいます）、確かに拝受・拝読いたしました。

うけて、私たちは本当に正直に申しまして、御社と貴職に微塵の誠意も謝意もない、と強く思わされました。何故なら、御社と貴職は「12月12日付貴信」においても、一)『東日本大震災応援企画』とうたいながら、カタログに東日本大震災からの復興が最も遅れている福島県の商品が含まれていない事実」は（によって）「貴団体（グリーンコープ）の関係者やカタログを目にする方々に、福島県の商品への誤解や無理解が広がってしまう恐れがある」、二)弊紙9月28日付の記事では、今回のカタログ22号の措置が、①グリーンコープがつながりのない商品を開発、配置することはないというポリシーに基づくものであること、②扱っている商品が少なく、時期の関係もあって掲載がなかったものであること一という主張のポイント2点を報道した、三)福島県の商品が含まれない事実について、それが貴団体が主張されるように「たまたま」であったとしても、福島県の報道機関として疑問を呈し、問題として指摘しなければならないという思いは変るものでない、四)この問題意識を背景として、福島県の商品が含まれていない事実を「除外」という形で報道したものであり、「除外していない」という貴団体の主張とは異なる、などと強弁を続けているからです。

私たちはしたがって、話し合いで問題を解決したいという願いから、これまで言葉を尽くして、また、膨大な事実も示して、「社会の公器」としての新聞を発行する御社と貴職に誠実な反省を求めてきましたが、それは御社と貴職に望むべくもないことである、ということがよく分かりました。ともないまして、私たちは適切な時期に社会的に必要な措置を講じさせていただくことにいたします。

上、謹んで御社と貴職にお知らせいたします。

草々